

2024年12月決算会社における有価証券報告書の開示に関する留意事項

公認会計士 むらまつ しゅんいち 村松 駿一
公認会計士 ひろはし さとみ 廣橋 里美

本稿では、2024年12月決算の有価証券報告書の開示に関する留意事項について解説を行う。

本稿で記載している有価証券報告書の記載事例は、公益財団法人 財務会計基準機構の作成した『有価証券報告書の作成要領』（2024年3月期提出用）を参考としている。

また、金融庁のウェブサイト『企業情報の開示に関する情報（記述情報の充実）』では、「記述情報の開示に関する原則」及び「記述情報の開示の好事例集」等の情報が集約されており、2024年12月期の有価証券報告書を作成するにあたって参考になるものと考えられる。2024年3月には、金融庁より『有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項等（サステナビリティ開示等の課題対応にあたって参考となる開示例集を含む）及び有価証券報告書レビューの実施について（令和6年

度）』が公表されており、2024年3月期以降の事業年度に係る有価証券報告書のレビューについては、サステナビリティに関する企業の取組の開示が重点テーマ審査の対象となっているため留意されたい。

金融庁

『企業情報の開示に関する情報（記述情報の充実）』¹
『有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項等（サステナビリティ開示等の課題対応にあたって参考となる開示例集を含む）及び有価証券報告書レビューの実施について（令和6年度）』²

以下においては、原則として、指定国際会計基準及び修正国際会計基準に関連する規定については記載していないため、これらに基づく開示を行う会社においては注意が必要である。

凡 例	
開示府令	企業内容等の開示に関する内閣府令（最終改正令和6年4月16日内閣府令第53号）
開示ガイドライン	企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）（最終改正令和6年10月25日 金融庁企画市場局）
記載上の注意	開示府令第三号様式（記載上の注意）
第二号様式記載上の注意	開示府令第二号様式（記載上の注意）
パブコメ	「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（令和5年1月31日）
開示原則	記述情報の開示に関する原則（平成31年3月19日）
開示原則（別添）	記述情報の開示に関する原則（別添）－サステナビリティ情報の開示について－（令和5年1月31日）
DWG報告	金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ報告－中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けて－（令和4年6月13日）
女性活躍推進法	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）
育児・介護休業法	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）
女性活躍推進法等	女性活躍推進法又は育児・介護休業法
連結財規	連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（最終改正令和6年8月22日内閣府令第70号）

¹ <https://www.fsa.go.jp/policy/kaiji/kaiji.html>

² <https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240329-9/20240329.html>

凡 例	
連結財規ガイドライン	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（連結財務諸表規則ガイドライン）（最終改正令和6年8月22日 金融庁企画市場局）
財規	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（最終改正令和6年8月22日内閣府令第70号）
財規ガイドライン	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（財務諸表等規則ガイドライン）（最終改正令和6年8月22日 金融庁企画市場局）
収益認識会計基準	企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（最終改正2024年9月13日 企業会計基準委員会）
収益認識適用指針	企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」（最終改正2024年9月13日 企業会計基準委員会）
過年度遡及会計基準	企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（最終改正2020年3月31日 企業会計基準委員会）
セグメント情報等会計基準	企業会計基準第17号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（最終改正2020年3月31日 企業会計基準委員会）
セグメント情報等適用指針	企業会計基準適用指針第20号「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（最終改正2012年5月17日 企業会計基準委員会）
グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い	実務対応報告第42号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（最終改正2022年10月28日 企業会計基準委員会）
正当な理由による会計方針の変更等に関する監査上の取扱い	監査・保証実務委員会実務指針第78号「正当な理由による会計方針の変更等に関する監査上の取扱い」（最終改正2011年3月29日 日本公認会計士協会）
追加情報の注記について	監査・保証実務委員会実務指針第77号「追加情報の注記について」（最終改正2018年2月16日 日本公認会計士協会）
従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い	実務対応報告第30号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（最終改正2015年3月26日 企業会計基準委員会）
資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱い	実務対応報告第38号「資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱い」（最終改正2024年11月1日 企業会計基準委員会）
改正法人税等会計基準	企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（最終改正2022年10月28日 企業会計基準委員会）
改正税効果適用指針	企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（最終改正2024年7月1日 企業会計基準委員会）
改正法人税等会計基準等	改正法人税等会計基準及び改正税効果適用指針
電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い	実務対応報告第43号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」（最終改正2024年7月1日 企業会計基準委員会）
グローバル・ミニマム課税制度に係る税効果会計の適用に関する取扱い	実務対応報告第44号「グローバル・ミニマム課税制度に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（最終改正2024年3月22日 企業会計基準委員会）
グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い	実務対応報告第46号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」（2024年3月22日 企業会計基準委員会）
自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針	企業会計基準適用指針第2号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」（最終改正2024年3月22日 企業会計基準委員会）
新リース会計基準等	企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」（2024年9月13日 企業会計基準委員会）及び企業会計基準適用指針第33号「リースに関する会計基準の適用指針」（2024年9月13日 企業会計基準委員会）
作成要領	公益財団法人 財務会計基準機構『有価証券報告書の作成要領』（2024年3月期提出用）

2024年12月期の有価証券報告書作成に係る主な改正点

2024年12月期の有価証券報告書を作成するにあたり、新たに適用される会計基準等に関連する主な改正点を下表にまとめている。

なお、下表のページは、本稿におけるページ数を意味している。

改正法人税等会計基準等の適用に関する事項（早期適用した場合）

項目	ページ
第1 企業の概況	
● 主要な経営指標等の推移	6
第5 経理の状況	
● 冒頭記載	13
● 会計方針の変更等	14
● 連結包括利益計算書関係	15
● 退職給付関係	17

上記の他に、2024年12月期に適用される会計基準等は以下のとおりである。

① 電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い

2023年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用される。

上記①については、適用するにあたって、特段の経過的な取扱いは定められていないため、過年度遡及会計基準第6項(1)に定める会計基準等の改正に伴う会計方針の変更に関する原則的な取扱いに従い、新たな会計方針を遡及適用することになる。

② グローバル・ミニマム課税制度に係る税効果会計の適用に関する取扱い

公表日（2024年3月22日）以後適用される。

③ 自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針

公表日（2024年3月22日）以後適用される。本適用指針の適用前に、保有する完全子会社株式の一部を株式数に応じて比例的に配当（按分型の配当）し子会社株式に該当しなくなった場合において、当該取引に関する会計処理の見直し及び遡及的な処理は求められていない。

2024年12月期の有価証券報告書作成に係る主な留意点

有価証券報告書作成に係る主な留意事項は以下のとおりである。

なお、開示府令（令和6年3月27日内閣府令第29号）附則第4条第6項より、2024年4月1日施行開示府令に係る第三号様式は施行日以後に開始する事業年度について適用されることから、以下の留意点や記載例は従前の例によっている。

項目	留意点	備考
第一部 企業情報		
第1 企業の概況		
1 主要な経営指標等の推移	<p>遡及適用、財務諸表の組替え及び修正再表示並びに企業結合に係る暫定的な会計処理の確定（以下「遡及適用等」という）を行った場合には、主要な経営指標等の推移の記載において、最近連結会計年度の直前連結会計年度及び最近事業年度の直前事業年度に係る主要な経営指標等について、当該遡及適用等の内容を反映しなければならない。</p> <p>なお、当該直前連結会計年度の直前連結会計年度及び当該直前事業年度の直前事業年度の主要な経営指標等について遡及適用等の内容を反映することは可能であることに留意する。</p> <p>また、遡及適用等の内容を反映した場合には、その旨を注記しなければならない。</p> <p>主要な経営指標等の数値のうち遡及処理が求められるものは、連結財務諸表等（注記を含む。）において遡及処理が行われたものと考えられる。したがって、資本金、発行済株式総数、1株当たり配当額（1株当たり中間配当額）、株価収益率、配当性向は、遡及処理しない数値になる（作成要領25ページ作成にあたってのポイント⑤）。</p> <p>改正法人税等会計基準等を適用している場合の「(1)連結経営指標等」における注記事例は以下の通りである。 (作成要領14ページ記載事例) [改正法人税等会計基準等を早期適用している場合]</p> <p>「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっている。</p> <p>[改正法人税等会計基準等を早期適用し、改正法人税等会計基準第20-3項ただし書き及び改正税効果適用指針第65-2項(2)ただし書きを適用している場合]</p> <p>「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっている。なお、2022年改正会計基準については第20-3項ただし書きに定める経過措置を適用し、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日）については第65-2項(2)ただし書きに定める経過措置を適用している。この結果、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっている。</p> <p>改正法人税等会計基準等を適用している場合の「(2)提出会社の経営指標等」における注記事例は以下の通りである。 (作成要領18ページ記載事例) [改正法人税等会計基準等を早期適用している場合]</p> <p>「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日）等を当事業年度の期首から適用しており、前事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっている。</p> <p>[改正法人税等会計基準等を早期適用し、改正法人税等会計基準第20-3項ただし書きを適用している場合]</p>	記載上の注意(5) 開示ガイドライン5-12-2及び24-10 第二号様式記載上の注意(25)

項目	留意点	備考																				
	<p>「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しており、前事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっている。なお、2022年改正会計基準については第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用している。この結果、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっている。</p>																					
<p>5 従業員の状況</p>	<p>連結会社における従業員数（就業人員数をいう）をセグメント情報に関連付けて記載する。</p> <p>提出会社の従業員について、その数、平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与（賞与を含む）を記載するとともに、従業員数をセグメント情報に関連付けて記載する。</p> <p>提出会社及びその連結子会社それぞれにおける下記項目（以下「女性管理職比率等」という）について開示する。ただし、女性活躍推進法等の規定による公表義務の対象とならない会社については、記載を省略することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職に占める女性労働者の割合 ・男性労働者の育児休業取得率 ・労働者の男女の賃金の差異 <p>女性管理職比率等については、開示原則（別添）（注2）では、投資判断に有用である連結ベースでの開示に努めるべきであるとされているが、現時点においてはこれらについては、「連結ベース」で開示することまでは義務付けられていない。</p> <p>連結ベースで開示する場合には連結財規第2条5号に規定されている「連結会社」ベースで開示するほか、企業において、投資家に有用な情報を提供する観点から提出会社グループのうち、より適切な範囲を開示対象とすることも考えられる。なお、企業において独自の範囲を開示対象とする場合には、当該グループの範囲を明記することが重要であるとされている（作成要領43ページ作成にあたってのポイント③）。</p> <p>また、女性管理職比率等については、当事業年度の内容を記載することが求められているが、投資者に理解しやすいよう、企業の判断により、女性管理職比率等の数値の基準日や対象期間を記載することも考えられる（作成要領41ページ作成にあたってのポイント⑦）。</p> <p>女性管理職比率の開示にあたっては、女性活躍推進法の「管理職」の定義に従った算定・開示を適切に行うことに留意が必要である。</p> <p>（作成要領38ページ記載事例）</p> <p>(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異</p> <p>① 提出会社</p> <table border="1" data-bbox="411 1599 1123 1787"> <thead> <tr> <th colspan="5">当事業年度</th> <th rowspan="3">補足説明</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">管理職に占める女性労働者の割合（%）（注1）</th> <th rowspan="2">男性労働者の育児休業取得率（%）（注2）</th> <th colspan="3">労働者の男女の賃金の差異（%）（注1）</th> </tr> <tr> <th>全労働者</th> <th>正規雇用労働者</th> <th>パート・有期労働者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>XX.X</td> <td>XX.X</td> <td>XX.X</td> <td>XX.X</td> <td>XX.X</td> <td>.....</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものである。</p> <p>2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働省令第25号）第71条の4第1号における育児休業</p>	当事業年度					補足説明	管理職に占める女性労働者の割合（%）（注1）	男性労働者の育児休業取得率（%）（注2）	労働者の男女の賃金の差異（%）（注1）			全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	XX.X	XX.X	XX.X	XX.X	XX.X	<p>記載上の注意(9) 第二号様式記載上の注意(29) 開示ガイドライン5-16-3及び24-10 パブコ×No.11、18、19、21、31、34、43及び60 開示原則（別添）（注2）</p>
当事業年度					補足説明																	
管理職に占める女性労働者の割合（%）（注1）	男性労働者の育児休業取得率（%）（注2）	労働者の男女の賃金の差異（%）（注1）																				
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者																		
XX.X	XX.X	XX.X	XX.X	XX.X																	

項目	留意点	備考																																																												
	<p>等の取得割合を算出したものである。</p> <p>② 連結子会社</p> <table border="1" data-bbox="411 389 1115 692"> <thead> <tr> <th rowspan="3">名称</th> <th rowspan="3">管理職に占める女性労働者の割合 (%) (注1)</th> <th colspan="5">当事業年度</th> <th colspan="3">労働者の男女の賃金の差異 (%) (注1)</th> <th rowspan="3">補足説明</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">全労働者</th> <th colspan="2">男性労働者の育児休業取得率 (%)</th> <th rowspan="2">パート・有期労働者</th> <th rowspan="2">全労働者</th> <th rowspan="2">正規雇用労働者</th> <th rowspan="2">パート・有期労働者</th> </tr> <tr> <th>正規雇用労働者</th> <th>パート・有期労働者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇電子(株)</td> <td>XX.X</td> <td>-</td> <td>XX.X</td> <td>XX.X</td> <td>(注1)</td> <td>XX.X</td> <td>XX.X</td> <td>XX.X</td> <td>.....</td> </tr> <tr> <td>(株)〇〇セラミックス</td> <td>XX.X</td> <td>XX.X</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>(注2)</td> <td>XX.X</td> <td>XX.X</td> <td>XX.X</td> <td>.....</td> </tr> <tr> <td>(株)〇〇電機</td> <td>XX.X</td> <td>XX.X</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>(注3)</td> <td>XX.X</td> <td>XX.X</td> <td>XX.X</td> <td>.....</td> </tr> <tr> <td>~~~~</td> <td>~~</td> <td>~~</td> <td>~~</td> <td>~~</td> <td>~~</td> <td>~~</td> <td>~~</td> <td>~~</td> <td>~~~~</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものである。 2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものである。 3. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第2号における育児休業等及び育児目的休暇の取得割合を算出したものである。</p>	名称	管理職に占める女性労働者の割合 (%) (注1)	当事業年度					労働者の男女の賃金の差異 (%) (注1)			補足説明	全労働者	男性労働者の育児休業取得率 (%)		パート・有期労働者	全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	〇〇電子(株)	XX.X	-	XX.X	XX.X	(注1)	XX.X	XX.X	XX.X	(株)〇〇セラミックス	XX.X	XX.X	-	-	(注2)	XX.X	XX.X	XX.X	(株)〇〇電機	XX.X	XX.X	-	-	(注3)	XX.X	XX.X	XX.X	~~~~	~~	~~	~~	~~	~~	~~	~~	~~	~~~~	
名称	管理職に占める女性労働者の割合 (%) (注1)			当事業年度					労働者の男女の賃金の差異 (%) (注1)					補足説明																																																
				全労働者	男性労働者の育児休業取得率 (%)		パート・有期労働者	全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者																																																				
		正規雇用労働者	パート・有期労働者																																																											
〇〇電子(株)	XX.X	-	XX.X	XX.X	(注1)	XX.X	XX.X	XX.X																																																					
(株)〇〇セラミックス	XX.X	XX.X	-	-	(注2)	XX.X	XX.X	XX.X																																																					
(株)〇〇電機	XX.X	XX.X	-	-	(注3)	XX.X	XX.X	XX.X																																																					
~~~~	~~	~~	~~	~~	~~	~~	~~	~~	~~~~																																																					
第2 事業の状況																																																														
1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	<p>経営方針・経営戦略等の記載にあたっては、連結会社の経営環境(例えば、企業構造、事業を行う市場の状況、競合他社との競争優位性、主要製品・サービスの内容、顧客基盤、販売網等)についての経営者の認識の説明を含め、「事業の内容」に記載した内容と関連付けて記載する。また、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等がある場合には、その内容を記載する。</p> <p>対処すべき課題等の記載にあたっては、連結会社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について、その内容、対処方針等を経営方針・経営戦略等と関連付けて具体的に記載する。</p> <p>「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」において将来に関する事項を記載する場合には、「当該事項は当連結会計年度末現在において判断したものである旨を記載する」とされているが、有価証券報告書提出日時点での判断を妨げるものではないと考えられる。また、その際は、有価証券報告書提出日時点で判断したものである旨を記載すべきであると考えられる(作成要領47ページ作成にあたってのポイント④)。</p>	記載上の注意(10) 第二号様式記載上の注意(30)																																																												
2 サステナビリティに関する考え及び取組	<p>当連結会計年度末現在における連結会社のサステナビリティに関する考え及び取組の状況について、次のとおり記載する。</p> <p>① 「ガバナンス」及び「リスク管理」については、企業において、自社の業態や経営環境、企業価値への影響等を踏まえ、サステナビリティ情報を認識し、その重要性を判断する枠組みが必要となる観点から、すべての企業において開示が求められる。</p> <p>② 「戦略」並びに「指標及び目標」については、開示が望ましいものの、各企業が「ガバナンス」と「リスク管理」の枠組みを通じて重要性を判断して開示する。</p> <p>ただし、人的資本に関する「戦略」並びに「指標及び目標」については、重要性にかかわらず、次のとおり記載する。</p> <p>(a) 人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針(例えば、人材の採用及び維持並びに従業員の安全及び健康に関する方針等)を「戦略」において記載する。</p> <p>(b) (a)で記載した方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績を「指標及び目標」において記載する。</p>	記載上の注意(10-2) 第二号様式記載上の注意(30-2) 開示ガイドライン 5-16-2、5-16-4、5-16-5及び24-10 パブコ×No.80、83、88、106、113、142、166、238、243、254及び257 開示原則(別添) (注1)(注2)																																																												

項目	留意点	備考
	<p>金融庁の「令和5年度有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項等」(2024年3月29日)において、サステナビリティに関する企業の取組の開示について、次の留意事項が示されている。</p> <p>「ガバナンス」：ガバナンスに関する基本的な考え方のみ記載するのではなく、サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視・管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続について記載が求められていることに留意が必要である。また、例えば、気候変動関連や人的資本関連のリスクや機会が存在しているような場合には、全般的なガバナンスに加えて、気候変動関連や人的資本関連のリスクや機会を監視・管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続についても記載することが考えられるとされている。</p> <p>「リスク管理」：リスク管理に関する考え方のみ記載するのではなく、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、及び管理するための過程について記載することに留意が必要である。また、サステナビリティ関連のリスクだけではなく、サステナビリティ関連の機会についても、識別し、評価し、及び管理するための過程を記載することが求められている。</p> <p>「戦略」並びに「指標及び目標」：サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する戦略並びに指標及び目標のうち、重要なものについて開示が求められている。また、戦略並びに指標及び目標を開示するにあたっては、対応するサステナビリティ関連のリスク及び機会についても併せて記載することにより、戦略並びに指標及び目標の内容を明瞭にすることが期待される。</p> <p>本来であれば有価証券報告書に記載すべきと考えられる重要な戦略が記載されているかについても留意が必要である。</p> <p>人的資本については、方針、指標、目標及び実績のいずれについても開示が求められている。方針や方針に関する指標、目標又は実績を具体的に設定・把握していない等により記載することが困難な場合には、その旨及び記載することが困難な理由を記載することが考えられるとされている。また、基本的に、提出会社及びその連結子会社から成る連結会社ベースの戦略並びに指標及び目標を開示することが求められているが、連結会社ベースの開示を行うことが困難な場合には、その旨、連結ベースの開示を行うことが困難な理由、開示の対象とした範囲及び当該範囲とした理由を記載することが考えられるとされている。</p> <p>「サステナビリティに関する考え方及び取組」に記載すべき事項を有価証券報告書内の他の箇所に記載して参照する場合において、参照先に適切な記載があることを確かめる必要がある。また、「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載事項について、公表した他の開示書類等に記載した情報を参照することができるのは当該記載事項を補完する詳細な情報であることに留意する。当該補完する詳細な情報については、将来公表予定の任意開示書類を参照する場合、公表予定時期や公表方法、記載予定の概要等も併せて記載することが望ましいとされている。</p> <p>開示原則（別添）（注1）では、サステナビリティ情報には、国際的な議論を踏まえると、例えば、環境、社会、従業員、人権の尊重、腐敗防止、贈収賄防止、ガバナンス、サイバーセキュリティ、データセキュリティなどに関する事項が含まれ得るとされている。</p> <p>また、開示原則（別添）（注2）では、企業が、気候変動対応が重要であると判断する場合には、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」の枠で開示することとすべきであるとされ、温室効果ガス（GHG）排出量に関しては、投資家と企業の建設的な対話に資する有効な指標となっている状況に鑑み、各企業の業態や経営環境等を踏まえた重要性の判断を前提としつつ、特に、Scope1（事業者自らによる直接排出）・Scope2（他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出）のGHG排出量について、企業において積極的に開示することが期待されるとされた。</p> <p>開示が求められるサステナビリティ情報については、開示原則において示された全ての項目を記載する必要はなく、各企業において、自社の業態や経営環境、企業価値への影響等を踏まえ、サステナビリティ情報の重要性を判断することが求められている（パブコメNo.106）。</p>	

項目	留意点	備考
	<p>サステナビリティに関する考え方及び取組の記載に当たって、情報の集約・開示が間に合わない箇所がある場合等には、概算値や前年度の情報を記載することも考えられる。この場合には、概算値であることや前年度のデータであることを記載して、投資者に誤解を生じさせないようにする必要がある。また、概算値を記載した場合であって、後日、実際の集計結果が概算値から大きく異なる等、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす場合には、有価証券報告書の訂正を行うことが考えられる（パブコメNo.238）。</p> <p>サステナビリティに関する考え方及び取組の記載に当たっては、金融庁のウェブサイトで公表されている「記述情報の開示の好事例集」（<a href="https://www.fsa.go.jp/news/r6/singi/20241108.html">https://www.fsa.go.jp/news/r6/singi/20241108.html</a>）が参考になるものと思われる。</p>	
<p>3 事業等のリスク</p>	<p>経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という）の状況に重要な影響を与える可能性があることと認識している主要なリスク（次のような投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項）について、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクが顕在化した場合に連結会社の経営成績等の状況に与える影響の内容、当該リスクへの対応策を記載するなど、具体的に記載する。記載に当たっては、リスクの重要性や経営方針・経営戦略等との関連性の程度を考慮して、分かりやすく記載する。</p> <p>① 連結会社の経営成績等の状況の異常な変動  ② 特定の取引先・製品・技術等への依存  ③ 特有の法的規制・取引慣行・経営方針  ④ 重要な訴訟事件等の発生  ⑤ 役員・大株主・関係会社等に関する重要事項  ⑥ その他</p> <p>将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載する。また、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載する。</p> <p>経営者の対応策等から継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められないため、「継続企業の前提に関する注記」に至らなかったとしても、上記の重要事象等が存在する場合には記載が必要となるので、注意が必要である。</p> <p>将来に関する事項を記載する場合には、「当該事項は当連結会計年度末現在において判断したものである旨を記載する」とされているが、有価証券報告書提出日時での判断を妨げるものではないと考えられる。また、その際は、有価証券報告書提出日時での判断したものである旨を記載すべきであると考えられる（作成要領63ページ作成にあたってのポイント③）。</p>	<p>記載上の注意(11)  第二号様式記載上の注意(31)  開示ガイドラインC 個別ガイドラインI「事業等のリスク」に関する取扱いガイドライン</p>
<p>4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析</p>	<p>経営成績等の状況の概要を記載した上で、経営者の視点による当該経営成績等の状況に関する分析・検討内容を、具体的に、かつ、分かりやすく記載する。</p> <p>① 経営成績等の概要には以下の事項を含めて記載する。</p> <p>(a) 事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとの経営成績の状況並びにキャッシュ・フローの状況について、前年同期と比較して、その概要を記載する。</p> <p>(b) 生産、受注及び販売の状況について、次に掲げる事項を記載する。</p> <p>i 生産、受注及び販売の実績（前年同期と比較してセグメント情報に関連付けて記載する）</p> <p>ii 生産能力、主要な原材料価格、主要な製商品の仕入価格・販売価格等に著しい変動があった場合、その他生産、受注、販売等に関して特記すべき事項がある場合には、セグメント情報に関連付けた内容</p> <p>(c) 主要な販売先がある場合には、最近2連結会計年度等における相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合を記載する。ただし、当該割合が100分の10未満の相手先については記載を省略することができる。</p> <p>② 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容には以下</p>	<p>記載上の注意(12)  第二号様式記載上の注意(32)</p>

項目	留意点	備考
	<p>の事項を含めて記載する。</p> <p>(a) 経営成績等の状況に関して、事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとに、経営者の視点による認識及び分析・検討内容</p> <p>(b) キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報の記載に当たっては、資金調達の方法及び状況並びに資金の主要な用途を含む資金需要の動向についての経営者の認識を含めて記載するなど、具体的に、かつ、分かりやすく記載する。</p> <p>(c) 連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについて、当該見積り及び当該仮定の不確実性の内容やその変動により経営成績等に生じる影響など、「第5経理の状況」に記載した会計方針を補足する情報を記載する。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を「第5経理の状況」の注記において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該注記において記載した事項の記載を省略することができる。</p>	
5 経営上の重要な契約等	<p>連結会社において事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結している場合には、その概要を記載する。これらの契約について重要な変更又は解約があった場合には、その内容を記載する。</p> <p>次の事象については、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、その内容等を記載する。</p> <p>① 吸収合併又は新設合併</p> <p>② 重要な事業の全部若しくは一部の譲渡又は重要な事業の全部若しくは一部の譲受け</p> <p>③ 株式交換、株式移転又は株式交付</p> <p>④ 吸収分割又は新設分割</p>	記載上の注意(13) 第二号様式記載上の注意(33)
第4 提出会社の状況		
4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要	<p>上場会社においては、次の事項の記載について注意が必要である。</p> <p>① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方</p> <p>② 提出会社の企業統治の体制の概要（設置する機関の名称、目的、権限及び構成員の氏名の記載を含む）及び当該企業統治の体制を採用する具体的な理由</p> <p>③ 企業統治に関するその他の事項（例えば、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況、提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況）</p> <p>④ 取締役会の活動状況（開催頻度、具体的な検討内容、個々の取締役又は委員の出席状況等）</p> <p>取締役会の活動状況の記載上のポイントは以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役会のほか、指名委員会等設置会社における指名委員会及び報酬委員会並びに企業統治に関して提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するものの活動状況を記載する。</li> <li>・「企業統治に関し提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するもの」は企業ごとに様々なものがあり得、個別に判断する必要があると考えられるが、その活動状況の記載が必要な「指名委員会等設置会社における指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会」以外では、例えば、経営会議やサステナビリティ委員会についても、企業によっては、これに含まれ得ると考えられる（パプコメNo.289）。</li> <li>・企業統治に関して提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するもののうち、指名委員会等設置会社における指名委員会又は報酬委員会に相当するもの以外のものについては、記載を省略することができる。</li> </ul> <p>金融庁の「令和5年度有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項等」（2024年3月29日）において、取締役会の活動状況について、次の留意事項が示されている。</p> <p>取締役会、会社が任意に設置する指名・報酬委員会等の開催頻度、具体的な</p>	記載上の注意(35) 第二号様式記載上の注意(54) パプコメNo.289及び297

項目	留意点	備考
	<p>検討内容、個々の取締役又は委員の出席状況等の記載が求められており、いずれについても記載したか留意する必要がある。</p>	
(3) 監査の状況	<p>以下について注意が必要である。</p> <p>① 監査役監査の状況</p> <p>a 監査役監査の組織、人員（財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役、監査等委員又は監査委員が含まれる場合には、その内容を含む）及び手続について、具体的に、かつ、分かりやすく記載する。</p> <p>b 当事業年度における提出会社の監査役及び監査役会（監査等委員会設置会社にあつては提出会社の監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては提出会社の監査委員会をいう）の活動状況（開催頻度、具体的な検討内容、個々の監査役の出席状況及び常勤の監査役の活動等）を記載する。</p> <p>「具体的な検討内容」は単に規定された検討事項ではなく、実際に監査役会において検討された内容の開示が求められている（パプコ×No.311）。</p> <p>また、上述の取締役会の活動状況と同様、監査役及び監査役会の活動状況についても、開催頻度、具体的な検討内容、個々の監査役の出席状況及び常勤の監査役の活動等の記載が求められており、いずれについても記載したか留意する必要がある。</p> <p>② 内部監査の状況</p> <p>上場会社においては、次の事項の開示に際して注意が必要である。</p> <p>a 内部監査の組織、人員及び手続</p> <p>b 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係</p> <p>c 内部監査の実効性を確保するための取組（内部監査部門が代表取締役のみならず、取締役会並びに監査役及び監査役会に対しても直接報告を行う仕組みの有無を含む）</p> <p>内部監査部門が代表取締役のみならず、取締役会並びに監査役及び監査役会に対しても直接報告を行う仕組みの有無について記載が求められていることから、関連する仕組みが無い場合には、その旨を記載することに留意する。</p> <p>2021年6月のコーポレートガバナンス・コード再改訂において、上場企業は、デュアルレポーティングラインを構築すること等により、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保することが求められ、DWG報告において、「デュアルレポーティングラインの有無を含む内部監査の実効性の説明を開示項目とするべきである」と提言されている点にも留意されたい。</p>	<p>記載上の注意(37)            第二号様式記載上の注意(56)            パプコ×No.306及び311            DWG報告II 3.(iii)</p>
(5) 株式の保有状況	<p>上場会社においては、次の事項の開示に際して注意が必要である。</p> <p>① 保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分の基準や考え方</p> <p>② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式</p> <p>a 保有方針及び保有の合理性を検証する方法            個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容</p> <p>b 非上場株式とそれ以外の株式に区分して、</p> <p>i 銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額</p> <p>ii 株式数が増加した銘柄数、株式数の増加に係る取得価額の合計額及び増加の理由並びに株式数が減少した銘柄数及び株式数の減少に係る売却価額の合計額</p> <p>政策保有株式の保有目的に関しては、「営業上の取引」又は「業務上の提携」といった定型的な記載にとどまるのではなく、投資者と企業の対話に資する具体的な記載が求められている。</p> <p>金融庁の「令和5年度有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項等」（2024年3月29日）において、政策保有株式の開示に</p>	<p>記載上の注意(39)            第二号様式記載上の注意(58)            DWG報告II 4.</p>

項目	留意点	備考
	<p>ついて、次の留意事項が示されている。</p> <p>実質的に政策保有株式を継続保有しているにもかかわらず、保有目的を純投資目的に変更することは、投資者に誤解を与える可能性があることに留意が必要である。このような場合には、区分変更の理由の合理性や純投資目的の株式として継続保有することの合理性を検証し、その内容についても開示することが考えられるとされている。また、株式の売却制限（売却可能時期の制限を含む。）がある場合には、その内容を開示することが考えられるとされている。</p>	
第5 経理の状況		
<p>冒頭記載</p> <p>連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について</p>	<p>会計基準等を早期適用する場合、経理の状況の冒頭に連結財規等の附則に基づいている旨の記載をすることが望ましいと考えられる（作成要領191ページ作成にあたってのポイント③）。</p> <p>当連結会計年度において、改正法人税等会計基準等を早期適用する場合の記載事例は下記のとおりである。</p> <p>（作成要領188ページ）</p> <p>1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について</p> <p>(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成している。なお、当連結会計年度（〇年4月1日から〇年3月31日まで）は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令」（令和5年3月27日内閣府令第22号）附則第2条第1項ただし書きにより、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成している。</p> <p>(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成している。</p> <p>2. 監査証明について</p> <p>（略）</p>	<p>財規</p> <p>財規ガイドラインなどの各種ガイドライン</p> <p>記載上の注意(40)</p> <p>第二号様式記載上の注意(59)</p>
1 連結財務諸表		
<p>継続企業の前提に関する事項</p>	<p>有価証券報告書の「事業等のリスク」、「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」、会社法の事業報告における記載との整合性に注意する。</p>	<p>連結財規第15条の22</p> <p>財規第8条の27</p> <p>連結財規ガイドライン15の22</p> <p>財規ガイドライン8の27-1～8の27-5</p> <p>継続企業の前提に関する開示について（監査・保証実務委員会報告第74号）</p> <p>継続企業（監査基準報告書570）</p>
連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項		
<p>連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更に関する注記</p>	<p>連結財務諸表作成のための基本となる事項のうち、連結の範囲又は持分法適用の範囲を変更した場合には、その旨及び変更の理由を注記しなければならない。</p> <p>例えば、連結子会社数が当期と前期で異なる場合、当期と前期の差異について記載する方法のほか、前期の会社数を記載した上でさらに当期と前期の差異を記載する方法も考えられる（作成要領227ページ作成にあたってのポイント）。</p> <p>連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更が、当連結会計年度の翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与えることが確実であると認められる場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える旨及びその影響の概</p>	<p>連結財規第13条及び第14条</p> <p>連結財規ガイドライン14</p>

項目	留意点	備考
	要を併せて記載する。	
会計方針に関する事項  重要な収益及び費用の計上基準  収益認識会計基準等の適用	<p>主要な事業における主な履行義務の内容、財務諸表提出会社が当該履行義務に関する収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断した収益認識に関する注記事項その他の事項を記載する。</p> <p>2023年3月24日に金融庁企画市場局が公表した「令和4年度有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項」においては、以下のような事項が留意事項として挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な履行義務の内容及び履行義務の充足時点に関して、企業固有の取引内容や契約条件に基づき具体的に記載する。</li> <li>・少なくとも、収益の分解情報やセグメント情報等との関係性を説明する。もしくは、収益の分解情報の区分等で主な履行義務の内容を説明する。</li> <li>・重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、履行義務の充足時点と収益認識の通常の時点が異なる場合には、その内容を適切に開示する。</li> <li>・一時点で収益を認識する場合において、顧客に商品の支配が移転した時点のみならず、何故その時点が適切と判断したかについての判断内容を開示する。</li> <li>・一定の期間にわたり充足する履行義務については、(a)収益を認識するために使用した方法（インプット法又はアウトプット法など進捗度の具体的な測定方法）及び(b)当該方法が財又はサービスの移転の忠実な描写となる根拠（つまり進捗度を測定する方法として何故その方法が適切と判断したのか）についても記載する。</li> </ul>	連結財規第13条第5項 連結財規ガイドライン13-5第2項(5) 財規第8条の2の3 財規ガイドライン8の2の3第2項(7)及び第3項(6) 収益認識会計基準 令和4年度有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項
会計方針に関する事項  その他連結財務諸表作成のための基礎となる事項  関連する会計基準等の定めが明らかでない場合	<p>会計処理の対象となる会計事象や取引に関連する会計基準等の定めが明らかでない場合には、連結財務諸表提出会社が採用した会計処理の原則及び手続を記載する。</p> <p>例えば、グループ通算制度において通算税効果額の授受を行わない場合の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」においても取り扱っておらず、具体的な定めは存在しない。したがって、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合」に該当することになると考えられることから、連結財務諸表提出会社が採用した会計処理の原則及び手続を記載する。</p>	連結財規13条第5項 連結財規ガイドライン13-5第2項(10) 財規第8条の2の3 財規ガイドライン8の2の3第2項(10)及び第3項(8)④ 過年度遡及会計基準 グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い
会計方針の変更に関する注記	<p>当連結会計年度において、改正法人税等会計基準等を以下の前提で適用する場合の記載事例は下記のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改正法人税等会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用する。</li> <li>・改正税効果適用指針第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いを適用する。</li> </ul> <p>(作成要領248ページ)</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用している。・・・・・・（会計方針の変更の具体的な内容）・・・・・・。</p> <p>法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、・・・・・・（経過措置の概要を記載）・・・・・・。この結果、・・・・・・（連結財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額及び1株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額）・・・・・・。</p> <p>また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正</p>	連結財規第14条の2及び第14条の3 連結財規ガイドライン14の2 財規第8条の3及び第8条の3の2 財規ガイドライン8の3 正当な理由による会計方針の変更等に関する監査上の取扱い

項目	留意点	備考																																
	<p>については、2022年改正適用指針を当連結会計期間の期首から適用している。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっている。この結果、・・・・（連結財務諸表の主な科目に対する前連結会計年度における影響額、前連結会計年度に係る1株当たり情報に対する影響額及び前連結会計年度の期首における純資産額に対する累積的影響額を記載）・・・・。</p>																																	
<p>未適用の会計基準等に関する注記</p>	<p>既に公表されている会計基準等のうち、適用していないものがある場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。</p> <p>① 当該会計基準等の名称及びその概要</p> <p>② 当該会計基準等の適用予定日（当該会計基準等の適用を開始すべき日前に適用する場合には、当該適用予定日）</p> <p>③ 当該会計基準等が連結財務諸表に与える影響に関する事項</p> <p>財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。</p> <p>財規ガイドライン8の3の3-1-3では、財務諸表に与える影響について、定量的に把握している場合にはその金額を記載し、定量的に把握していない場合には、定性的に記載するものとしている。なお、財務諸表作成時において、財務諸表に与える影響を評価中である場合には、その旨を記載するものとしている。</p> <p>例えば、改正法人税等会計基準等（早期適用していない場合）やグローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い（2024年4月1日以降開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用）、新リース会計基準等（2027年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用。2025年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から早期適用可能）について注記することが考えられる。</p>	<p>連結財規第14条の4</p> <p>連結財規ガイドライン14の4</p> <p>財規第8条の3の3</p> <p>財規ガイドライン8の3の3から8の3の3-1-3</p>																																
<p>追加情報</p>	<p>連結財規等においては、特に定める注記のほか、連結財務諸表提出会社の利害関係人が企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならないとされている。</p> <p>注記すべき追加情報の例は監査・保証実務委員会実務指針第77号「追加情報の注記について」を参照されたい。</p>	<p>連結財規第15条</p> <p>財規第8条の5</p> <p>追加情報の注記について</p> <p>従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い</p> <p>資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱い</p>																																
<p>連結包括利益計算書関係</p> <p>その他の包括利益に関する注記</p>	<p>改正法人税等会計基準等を早期適用した場合、その他の包括利益に係る法人税等及び税効果の金額を、その他の包括利益の項目ごとに注記する。この場合の記載事例は下記のとおりである。</p> <p>・組替調整額と法人税等及び税効果額を別個に記載する場合 (作成要領292ページ)</p> <table border="1" data-bbox="395 1765 1137 2087"> <thead> <tr> <th colspan="2">※○ その他の包括利益に係る組替調整額</th> <th colspan="2">(百万円)</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>前連結会計年度 (自○年4月1日 至○年3月31日)</th> <th>当連結会計年度 (自○年4月1日 至○年3月31日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">その他有価証券評価差額金</td> </tr> <tr> <td>当期発生額</td> <td></td> <td>XXX</td> <td>XXX</td> </tr> <tr> <td>組替調整額</td> <td></td> <td>△XXX</td> <td>△XXX</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>XXX</td> <td>XXX</td> </tr> <tr> <td colspan="4">繰延ヘッジ損益</td> </tr> <tr> <td>当期発生額</td> <td></td> <td>XXX</td> <td>XXX</td> </tr> </tbody> </table>	※○ その他の包括利益に係る組替調整額		(百万円)				前連結会計年度 (自○年4月1日 至○年3月31日)	当連結会計年度 (自○年4月1日 至○年3月31日)	その他有価証券評価差額金				当期発生額		XXX	XXX	組替調整額		△XXX	△XXX	計		XXX	XXX	繰延ヘッジ損益				当期発生額		XXX	XXX	<p>連結財規第69条の6</p> <p>改正法人税等会計基準等</p>
※○ その他の包括利益に係る組替調整額		(百万円)																																
		前連結会計年度 (自○年4月1日 至○年3月31日)	当連結会計年度 (自○年4月1日 至○年3月31日)																															
その他有価証券評価差額金																																		
当期発生額		XXX	XXX																															
組替調整額		△XXX	△XXX																															
計		XXX	XXX																															
繰延ヘッジ損益																																		
当期発生額		XXX	XXX																															

項目	留意点	備考
	退職給付に係る調整額	
	当期発生額 XXX XXX	
	組替調整額 △XXX △XXX	
	計 XXX XXX	
	法人税等及び税効果調整前合計 XXX XXX	
	法人税等及び税効果額 △XXX △XXX	
	その他の包括利益合計 XXX XXX	
	※○ その他の包括利益に係る法人税等及び税効果額 (百万円)	
	前連結会計年度 (自○年4月1日 至○年3月31日) 当連結会計年度 (自○年4月1日 至○年3月31日)	
	その他有価証券評価差額金	
	法人税等及び税効果調整前 XXX XXX	
	法人税等及び税効果額 △XXX △XXX	
	法人税等及び税効果調整後 XXX XXX	
	繰延ヘッジ損益	
	法人税等及び税効果調整前 XXX XXX	
	法人税等及び税効果額 △XXX △XXX	
	法人税等及び税効果調整後 XXX XXX	
	退職給付に係る調整額	
	法人税等及び税効果調整前 XXX XXX	
	法人税等及び税効果額 △XXX △XXX	
	法人税等及び税効果調整後 XXX XXX	
	その他の包括利益合計	
	法人税等及び税効果調整前 XXX XXX	
	法人税等及び税効果額 △XXX △XXX	
	法人税等及び税効果調整後 XXX XXX	
	・組替調整額と法人税等及び税効果額を併せて記載する場合 (作成要領294ページ)	
	※○ その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額 (百万円)	
	前連結会計年度 (自○年4月1日 至○年3月31日) 当連結会計年度 (自○年4月1日 至○年3月31日)	
	その他有価証券評価差額金	
	当期発生額 XXX XXX	
	組替調整額 △XXX △XXX	
	法人税等及び税効果調整前 XXX XXX	
	法人税等及び税効果額 △XXX △XXX	
	その他有価証券評価差額金 XXX XXX	
	繰延ヘッジ損益	
	当期発生額 XXX XXX	
	法人税等及び税効果額 △XX △XX	
	繰延ヘッジ損益 XX XX	
	退職給付に係る調整額	
	当期発生額 XXX XXX	
	組替調整額 △XXX △XXX	
	法人税等及び税効果調整前 XXX XXX	
	法人税等及び税効果額 △XXX △XXX	
	退職給付に係る調整額 XXX XXX	
	持分法適用会社に対する持分相当額	
	当期発生額 XX XX	
	その他の包括利益合計 XXX XXX	
	なお、当連結会計年度において改正法人税等会計基準等を早期適用し、改正	

項目	留意点	備考																																				
	<p>法人税等会計基準第20-3項ただし書きを適用する場合、比較情報については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令」(令和5年3月27日内閣府令第22号)附則第2条第2項により、従前の連結財務諸表規則によることができるとされている(作成要領295ページ作成にあたってのポイント)。</p>																																					
退職給付関係	<p>退職給付に関し、確定給付制度を採用している場合には、退職給付制度の概要及び退職給付債務等の内容について、注記することが求められている。</p> <p>この場合において、改正法人税等会計基準等を早期適用した場合の記載事例は下記のとおりである。</p> <p>(作成要領356ページ)</p> <p>1. 採用している退職給付制度の概要 (略)</p> <p>2. 確定給付制度 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 退職給付に係る調整額 退職給付に係る調整額に計上した項目(法人税等及び税効果控除前)の内訳は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="411 958 1123 1196"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: right;">(百万円)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>前連結会計年度 (自〇年4月1日 至〇年3月31日)</th> <th>当連結会計年度 (自〇年4月1日 至〇年3月31日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>過去勤務費用</td> <td style="text-align: right;">△XXX</td> <td style="text-align: right;">△XXX</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">XXX</td> <td style="text-align: right;">XXX</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">XX</td> <td style="text-align: right;">XX</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">XXX</td> <td style="text-align: right;">XXX</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 退職給付に係る調整累計額 退職給付に係る調整累計額に計上した項目(法人税等及び税効果控除前)の内訳は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="411 1352 1123 1541"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: right;">(百万円)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>前連結会計年度 (〇年3月31日)</th> <th>当連結会計年度 (〇年3月31日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未認識過去勤務費用</td> <td style="text-align: right;">X,XXX</td> <td style="text-align: right;">X,XXX</td> </tr> <tr> <td>未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">X,XXX</td> <td style="text-align: right;">X,XXX</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">XX</td> <td style="text-align: right;">XX</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">XX,XXX</td> <td style="text-align: right;">XX,XXX</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p> <p>また、退職給付に関し、確定拠出制度を採用している場合には、確定拠出制度の概要及び確定拠出制度に係る退職給付費用の額等について、注記することが求められている。</p>	(百万円)				前連結会計年度 (自〇年4月1日 至〇年3月31日)	当連結会計年度 (自〇年4月1日 至〇年3月31日)	過去勤務費用	△XXX	△XXX	数理計算上の差異	XXX	XXX	その他	XX	XX	合計	XXX	XXX	(百万円)				前連結会計年度 (〇年3月31日)	当連結会計年度 (〇年3月31日)	未認識過去勤務費用	X,XXX	X,XXX	未認識数理計算上の差異	X,XXX	X,XXX	その他	XX	XX	合計	XX,XXX	XX,XXX	<p>連結財規第15条の8及び第15条の8の2 財規第8条の13及び第8条の13の2</p>
(百万円)																																						
	前連結会計年度 (自〇年4月1日 至〇年3月31日)	当連結会計年度 (自〇年4月1日 至〇年3月31日)																																				
過去勤務費用	△XXX	△XXX																																				
数理計算上の差異	XXX	XXX																																				
その他	XX	XX																																				
合計	XXX	XXX																																				
(百万円)																																						
	前連結会計年度 (〇年3月31日)	当連結会計年度 (〇年3月31日)																																				
未認識過去勤務費用	X,XXX	X,XXX																																				
未認識数理計算上の差異	X,XXX	X,XXX																																				
その他	XX	XX																																				
合計	XX,XXX	XX,XXX																																				
企業結合等関係	<p>取得とされた企業結合に係る重要な取引がある場合には、取得原価の算定等に関する事項(被取得企業又は取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳)などを注記する。</p> <p>なお、上記の取得原価の金額等を非開示としている事例については、投資家保護の観点から適切ではないと考えられる。</p>	<p>連結財規第15条の12第1項 財規第8条の17第1項 連結財規第15条の12第4項 財規第8条の17第4項</p>																																				
収益認識関係	<p>収益認識に関する注記における開示目的は、顧客との契約から生じる収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を企業が開示することである。「業界慣行</p>	<p>連結財規第15条の26 連結財規ガイドラ</p>																																				

項目	留意点	備考
	<p>に従い処理している」等により収益認識会計基準等で求められている開示を省略している場合には、開示を省略する理由として適切ではなく、また、「重要性がない」として開示を省略している場合には、その省略によって開示目的の達成に必要な情報の理解も困難になっていないか検討する必要がある。</p> <p>2023年3月24日に金融庁企画市場局が公表した「令和4年度有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項」においては、以下のような事項が留意事項として挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収益の分解情報の注記において、「収益認識に関する会計基準」の範囲外である「リース取引に関する会計基準」に基づく不動産賃貸収入や「金融商品に関する会計基準」に基づく金融収益等については、顧客との契約から生じる収益の額に含めてはならないため、顧客との契約から生じる収益と区分して「その他の収益」等の名称で開示する。</li> <li>・収益の分解情報は、財務諸表利用者が会社の収益を理解する上で有用と考えられるため、収益認識適用指針第106-4項及び第106-5項を踏まえて、収益の分解の区分方法について慎重な検討を行う必要がある。例えば、単一セグメントであっても、経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析において、主要な製品別の分析を開示している場合には、同じ区分で分解することなどを検討する。検討の結果、収益を分解するべきものがなかったとしても、上記の適用指針に従って適切な検討を行ったことがわかる内容の開示をすることが望ましい。</li> <li>・当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報の注記において、履行義務の充足の時期と通常の支払時期が契約資産及び契約負債の残高に与える影響を説明する上で、その前提として契約資産及び契約負債の内容を説明することが必要であると考えられる。加えて、履行義務の充足の時期と通常の支払時期との関係性を説明することで、財務諸表利用者は履行義務の充足の時期とキャッシュ・フローとの関係をより良く理解できることになる。</li> <li>・当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報の注記において、履行義務が当初に予想される契約期間が1年以内の契約の一部である場合など一定の条件を満たす場合には残存履行義務に配分した取引価格の総額等の開示を省略できるが、その場合には、その旨（どの条件に該当するか、及び当該注記に含めていない履行義務の内容）を開示する必要がある。また、経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析において、受注残高の開示を行っていることを理由として、残存履行義務に配分した取引価格の開示を省略することはできないことに留意する。</li> </ul>	<p>イン15の26 財規第8条の32 財規ガイドライン8の32 収益認識会計基準 収益認識適用指針 令和4年度有価証券報告書レビューの 審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項</p>
セグメント情報等	<p>連結財規及び財規において、セグメント情報等に係る様式が規定されているため、実際の開示に際しては同様式及び記載上の注意に留意する。</p> <p>2023年3月24日に金融庁企画市場局が公表した「令和4年度有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項」においては、主な課題として、以下が挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の国の売上高が連結損益計算書の売上高の10%以上である場合には当該国の売上高（①）、また、特定の国の有形固定資産の残高が連結貸借対照表の有形固定資産の残高の10%以上である場合には当該国の有形固定資産の残高（②）を開示する必要があるが、当該記載が漏れている例があった（例：北米の売上高は開示されているが、アメリカ合衆国の売上高が単独で連結損益計算書の売上高の10%以上であったにもかかわらず、開示されていない）。</li> <li>・単一の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の10%以上であるが、守秘義務を理由として、当該顧客の社名を開示していない事例がある。</li> </ul>	<p>連結財規第15条の2 財規第8条の29 令和4年度有価証券報告書レビューの 審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項 セグメント情報等 会計基準第31項 セグメント情報等 適用指針第16項</p>

以上